

随意契約理由

令和6年(2024年)6月10日

契約担当課名	児童生徒課
発注担当課名	児童生徒課
契約名称	児童生徒課 軽貨物車再賃借契約
契約内容	軽貨物車（2台）の再賃借契約
契約締結日 及び契約期間	令和令和6年6月10日 令和6年8月1日から令和8年7月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪市中心区伏見町4丁目1番1号 三菱オートリース株式会社関西営業部
契約金額	580,800 円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第6号に該当） 再賃借の対象物件は、令和元年8月1日から長期で賃借契約を行ってきたが、現在も車両の状態は良好で、安定した利用が可能となっている。このことから、新たに賃借契約を結ぶより、賃借契約料の安価に抑えることができるため、再賃借契約として、随意契約により契約締結するものです。